

# ブラジルにおける公益事業の国家独占

— 経済発展と法 その2 —

桜 井 雅 夫

## I はしがき

ブラジルの経済発展は、今日、公益事業その他特許事業部門への国家の干渉、具体的には国家の事業独占を余儀なくさせている。つまり、発展を促進し、経済上の無駄を縮小せんとするためにはこれは不可欠の手段なのである。東畑教授の言葉を借りれば、これは統制独占(control monopoly)ということになるのか<sup>(註1)</sup>。ところで、この点に関してブラジルには大きな問題がからんでいる。それは、上記産業部門における外国資本——主としてアメリカ——の処置をめぐるの経済現象とナショナリズムの交さくである。そして、独占事業創設に際しておこる既存企業の収用の問題は、かなり明確なかたちで現われてきている。本稿は、そうした独占の動きとそれともなう企業収用の実態をさぐってみたものである<sup>(註2)</sup>。

(註1) 東畑精一、『アメリカ資本主義見聞記』、岩波書店、1957、203～204ページ。

(註2) 筆者はさきに、経済法の立法過程を中心に、ブラジルにおける「経済発展と法」の交渉について論じたが、本稿はその補論の意味を兼ねている。「ブラジルにおける対外利潤送金制限法の立法過程——経済発展と法——」、『アジア経済』、第4巻第5号、1963年5月、44～46ページ。

## II 公益事業部門における国家独占と企業収用の法的基礎

ブラジル憲法第5条によれば、連邦は「電信、

無線通信、ラジオ放送、州際及び国際電話、航空並びに海港と国境とを連絡し又は州境をこえる鉄道を、直接若しくは認可又は特許により、発達させる」権限を有している。また第146条によれば「連邦は、特別法により、経済の領域に干渉し、及び特定の産業又は活動範囲を独占することができる。この干渉は、公益に基礎をおき、且つこの憲法が保障する基本的人権によって制限される」。さらに、第151条は、「連邦、州又は市町村の公益事業の特許制度に関しては、法律でこれを定める」と規定している。

このようにして、公益事業を中心とする産業部門への国家の干渉と独占の法的基礎は築かれているわけで、最近現われてきた経済力乱用取締法、国有化に関する大統領令、公益事業国有化に関する政令、さらに今年にはいつの反カルテル法案作成の動きなど、いずれもこの憲法規定を基礎としている。こうした一連の法現象が典型的に現われてくるのは、電信、電話、電力などの公益事業と石油、鉱山などの特許事業部門である。そしてそこに起こってくる問題は、上記産業部門における既存私営企業と新規国営企業との関係——とくに企業収用の問題である。従来、ブラジルにおいては上記産業部門の大半は外国資本に支配されていたために、企業収用はきわめて困難な問題を含んでいる。ブラジル憲法は、企業収用に関してつぎのように規定している。

第141条 憲法は、ブラジル人及び国内に居住する外国人に対し、左の通り、生命、自由、個人の安全及び財産に関する諸権利の不可侵を保障する。

附第1項—第15項（省略）

附第16項 財産権は、これを保障する。

但し、公共の必要又は利益により、若しくは社会的利益のために、予め金銭をもって正当な補償の下に収用を行うときは、この限りではない。（以下省略）

こうした憲法規定の存在にもかかわらず、正当な補償なしの外国企業——とくにアメリカ資本——の収用が数多く行なわれてきた。経済の面からみれば、国家権力による公益企業の独占は、発展段階から必然的に生ずる国家権力の経済干渉を意味している。しかし、その企業収用に際しては、心理的なアメリカざらいなども手伝って複雑な法律問題をひき起こしている。さらに、企業収用が外国系消費財部門にもみられるということは、それが経済とは、べつの現象でもあることを意味している。いずれにせよ、国家権力の経済干渉は、複雑かつ多様になっていくことは必然的であり、ブラジルの場合とくに外国系企業との関係が問題となるし、さらに国家権力の担い手いかによって干渉の形態も変わっていくであろう<sup>(注3)</sup>。

（注3） いわゆる企業収用、国有化の問題を扱った文献としてつぎのものをあげておく。それぞれ立場を異にするが、いずれも国際法の側面から問題をとりあげている。

S. Friedman, *Expropriation in international law*, London, Stevens & Sons, 1953, 236p.

B. A. Wortley, *Expropriation in public international law*, Cambridge, Cambridge Univ. Press, 1959, 169p.

Gillian, White, *Nationalization of foreign property*, London, Stevens & Sons, 1961, 283p.

### III 事業独占の動き

政府は、1962年5月3日付法令第1106号をもって「公益特許事業国有化に関する措置」として委員会組織を定めたが、6月18日これは公益特許事業国有化委員会 (Comissão de Nacionalização das Empresas Concessionárias de Serviço Público) の名称のもとに発足した。同委員会は10月、外国資本の所有する国内公益事業を国有化する際の優先順位をつぎのように決定し、これを政府に勧告した。すなわち、

- (1) 電 話
- (2) 電 信
- (3) 電 力 (発電, 配電)
- (4) ガ ス (製造, 供給)

政府は、当委員会の勧告をただちに承認、委員会は、当該事業との交渉を開始する権限を与えられた<sup>(Financial Times, 1962. 10. 25.)</sup>。これによって上記部門の国有化は確定的なものとなったわけであるが、これまでに設立された主な会社をあげるとつぎの通りである。

- (1) ブラジル電信会社 (EMBRATEL, 1963年設立)
- (2) ブラジル電話会社 (TELEBRÁS, 1962年設立)
- (3) ブラジル電力会社 (ELÉTROBRAS, 1962年設立)

このあとに残された問題は、これら公益事業（その他特許事業部門）における新規設立の企業と既存企業との関係、とくに企業収用をめぐる補償の問題である。

#### 1. 電信・電話部門

公益事業の政府独占化の過程で、もっともはげしい動きをみせているのは、おそらくこの電信・電話部門であろう。これもテレブラス (TELEBRÁS) およびエンブラテル (EMBRATEL) の設立によっ

て一応終止符を打った。1962年9月、グラール大統領は、政府機関——テレブラス——を通じて電話事業を管理するという内容の法案を裁可、さらに1963年2月、議会はブラジル電信法を承認、この規定に基づいてブラジル全国に及ぶ電信施設の国家独占は、エンブラテル(EMBRATEL)によって行なわれることになった<sup>(Boletim Informativo, 1963, 3, 7.)</sup>。しかし、ここにいたるまでにはこの部門における既存外国企業の収用という大きな問題があった。

1962年2月16日、リオグランデドスール州のレオネル・ブリゾーラ知事<sup>(註4)</sup>によって、アメリカ系のインターナショナル・テレフォン・アンド・テレグラフ・コーポレーション(International Telephone and Telegraph Corporation)の子会社であるコンパニア・テレフォニカ・ナシオナル(Companhia Telefônica Nacional, 以下IT&Tと略す)が接収された。ブラジル最大の電信電話会社であるIT&Tに対するこの処置は、関係者にかなりのショックを与えたが、ブリゾーラ知事によるこの接収にはかなりの政治問題も含まれている。かれは、3月にはいっても、ブラジルが銀行を含むいっさいの外国企業を接収すべきであると表明して内外をさわがせた。ブラジルとアメリカの関係は、ブントデルエステ外相会議においてブラジルのとった態度や、対外利潤送金制限立法<sup>(註5)</sup>によってすでにさざ波が立っていたのであるが、このIT&Tの接収さわぎによって両国の関係は、さらに混乱してきた。ブリゾーラは、海外ではナショナリストのリーダーと考えられている人で、1962年10月の総選挙も控えている時期にこうした行動をおこすことは自己の名声を高からしめようとすることを意味しているのではないかという見方もあった。かれは、グラール大統領の義兄弟にあたる人であり、1961年8月の政変の際に多少仲違いをしたことは

あったが、それでも接収問題に関するかぎりは連邦政府とリオグランデドスール州とが同一行動をとることは当然と考えられていた<sup>(註6)</sup>。

事実、IT&Tは、資産約1000万ドル(ただしリオグランデドスールのみ)の接収に対して州政府が40万ドルと査定したのを不満として、ブラジル連邦政府に対して正当な補償として「十分な責任をとること」を要求したが、連邦政府は州政府のとった処置に関して連邦政府が抗議することは州自治権への干渉になるし、またそりすることが今後の危険な先例ともなるとして、IT&Tに対しいかなる財政上の責任をもとることを拒否した。またブリゾーラ知事も、IT&T接収にともなう補償金支払いに関してブラジルの裁判所が行なう紛争処理交渉にはいっさい応じないと表明した。結局、ブラジル駐在アメリカ大使リンコン・ゴードンとブラジル政府の説得で、ブリゾーラ知事は補償問題を交渉によって解決することに同意したが、IT&Tもブラジルの裁判所における訴訟の取り扱いが緩慢で判決が長引くし、成功もあまり期待できないとして、法廷外での解決方法を選んだ。

ブリゾーラ知事は、この会社が適切なサービスを行っていないから接収を行なったと主張しているのに対し、会社側は政府によって決定されるサービス料金が低いために設備の近代化と拡充が行なえないのだと反ばくしている。ブリゾーラ知事がナショナリストとしての名声を高めることに注意を払っていたことは事実であるが、この接収は、設備の不十分なことが一般市民に迷惑を及ぼしていたことに対する返答であることも確かである。しかしながら、実際のところ政府所有の施設が既存のサービスを改善していくことはかなり困難であるし、加えて国営企業が連邦および州政府の財政にかなりの負担をかけてきていることも事

災である。クビシェッキ元大統領は3週間のアメリカ講演旅行で、ブラジルにおいてはここ数年のうちに民間公益事業はすべて政府に収用されることは不可避であり、また低コストによるサービスから生ずる損失に耐えうるのは政府だけである、との見解を表明している。

こうしたクビシェッキの言葉にもかかわらずIT&Tの接收は、これからのブラジルへの新規民間投資に関しては、アメリカでかなりの不安をよんだ。アメリカ国務省および議会も、ブラジルが希望している「進歩のための同盟」の緊急援助6億ドルの問題もあらためて検討すると述べた。そして国務省は、もし迅速、適正かつ有効な補償が用意されているならば、各政府に対し「当該国の国民に帰属する資産を接收する」権利を容認するとの公式見解を公表している。しかし「ある政府が、新しい宿、新しい仕事を創造し、生産性を向上させるために財源を利用するのではなく、むしろ操業中の外国企業を買収するために財源を利用するとするならば、その行為は『進歩のための同盟』を成功させるための資金の動員にとって一歩後退であるように思われる」という警告も発している。つまり、ラテン・アメリカ各国政府の資金はアメリカの対外援助によって支えられているもので、しかもそれは経済開発計画施行のために与えられたものであるから、これを操業中の外国企業を買収するために利用することは絶対に許されない、というのが、アメリカ政府のうちだした原則である。

こうして、アメリカではIT&Tの接收に対しては新聞紙上でもまた議会でも批判が高まっていった。上院では、ラッセル・B・ロング議員（民主党選出、ルイジアナ）が、公正なる補償なしにアメリカ市民の財産を収用した国に対しては対外援助

を中止する旨の法案を提出しており、下院でも、ロス・A・アデアール議員（共和党選出、インディアナ）が同じ趣旨の法案を提出している。しかしケネディ大統領は、いかなる国も公正な補償を与えるかぎり民間企業を接收する法的権利を有するという政府の立場を再度表明し、同時にIT&Tの接收がアメリカに非友好的な1人の知事（ブリゾーラ知事を指す）によって行なわれたというだけのことでは賢明ではない、との意向を明らかにした。

しかし、一般的にはアメリカではブラジルに対する態度はかなり硬化してきたことは疑いない。グラール大統領は、両国の合理的な話し合いを不可能にしているのはアメリカの報道陣であると非難した。また、リオデジャネイロの中立系新聞『ディアリオ・デ・ノティシアス』も、電話会社の問題だけでアメリカがブラジルに対して「進歩のための同盟」の援助を打ち切るということは、ブラジルの国内問題への干渉以外の何ものでもないとして述べている。一方、ケネディ声明のあと、グラール大統領は、問題解決の見通しがでてきたこと、それにワシントンの雰囲気もしだいによくなってきており、4月にひかえたアメリカ訪問もうまくいきそうであると満足の意を表明した。

しかしながら、こうしたいわば平和的な和解が成立しそうにみえた状態も長続きせず、3月末にはまたも接收さわぎが起こった。グァナバラ州のカルロス・ラセルダ知事は、コンパニア・テレフォニカ・ブラジレイラ (Companhia Telefônica Brasileira, 以下CTBと略す) の収用をほのめかした。この会社はカナダ系のブラジリアン・トラクション (Brazilian Traction)、アメリカ系のライト・アンド・パワー・カンパニー (Light and Power Company) の子会社であり、ラセルダ知事は1960年の知事就

任直後にもサービスの不正を主張してこの会社への介入を企てたことがある。しかし、今回の行動はこの会社に対する連邦政府の介入を阻止したものであるといわれる。つまり、連邦政府または一部州政府による外国企業収用の場合には、正当な補償がなされていなかったことは事実であり、ラセルダ知事はこの点を強く主張してきた。そして、もし、リオグランデドスール州におけるIT&Tの接収において連邦政府が補償金を支払うならば、グァナバラ州もかねてから懸案のCTB接収を実施すると述べたのである(註7)。

ラセルダ知事は、かれの行動が連邦政府による接収を阻止せんと企てたものであるといううわさに抗議してつぎのように述べた。「自分は電話会社に対し、資産に対する十分な補償を行なう準備があるし、混合企業という組織(州政府と民間の資本)を通じて経営の分担をはかることも考えている」。3月にはいってブラジルは、州に存する資産はいかなる場合にも連邦の事前の許可なくして接収することを禁止する旨の法令を施行し、国家保障審議会(Conselho Nacional de Segurança)がその実際の任にあたることになった。そして27日、連邦政府はラセルダの会社接収を禁止すると発表した。かつてリオグランデドスール州の接収には不干渉の態度をとったグラール政府が、グァナバラ州に介入していった背景には複雑な政治構造がからんでいる。ラセルダは、連邦のこの措置を州の自治権に対する干渉・侵害であり無効であるとして最高裁判所に提訴した。連邦はこの態度に反発してグァナバラ州の接収を阻止するため、CTBをみずから管理することを明らかにし、仲裁者としてジャイール・ダントス・リベイロ陸軍第1師団長を任命し、軍隊の圧力をも利用せんとした。これでCTBの連邦管理は決定となったわけである。

さらに3月末には、ほかの地域にも新たな国有化の動きがあった。大きなものは三つあるが、一つはブラジリアン・トラクションと「ライト」グループの子会社であるサントス・テレフォン・カンパニー(Santos Telephone Co.)接収の動きである。これは会社の電話施設資金調達のためにサントス市で新規加入者を募集するという協定に反対して、市政調査会にアルヴェーロ・フォンテが提出したものである。もう一つはリオグランデドノルテ州による「ライト」グループの子会社コンパニア・フォルサ・エ・ルス・ド・ノルデステ(Cia. Fôrça e Luz do Nordeste)の接収計画である。この会社は同州のナタル市で電話サービスを行なっているが、接収の条件については所有者とのあいだで友好裡に交渉が進められ、合併会社コンパニア・テレフォニカ・デ・ナタル(Cia. Telefônica de Natal)を編成し、1965年までに5000台が新規に増設されることになった。国有化のもう一つの動きは、パラナー州のブラガ知事によるIT&Tの子会社(資産約900万ドル)の接収計画である。この計画の背後にはグァナバラ州のラセルダ知事がいるといわれている(*New York Times*, 1962. 3. 25, 5. 7.)。

こうして、リオグランデドスール州のIT&Tの収用とグァナバラ州のCTBの収用を中心とする紛争は、国際的にも国内的にも大きな波紋を生むことになった。国内的には10月7日に中間選挙(註8)をひかえて、リオグランデドスール州のブリゾーラ知事を中心とする左派勢力が反米キャンペーンを開始し、企業収用もその一環としての意味もったこと、またグァナバラ州のラセルダ知事は親米派とはいえ、接収されたアメリカ側からみれば、この問題に関するかぎり、かれはアメリカの信頼を裏切ったこと、こうしたことがアメリカ議会を刺激し、対外援助法審議にも大きな影響を与えて

くる。結局、問題解決は、ケネディとグラールとの大統領ベースでの話し合いにまつほかはなかった。

グラール大統領は、1962年4月3日から8日までアメリカを訪問、ケネディ大統領と会談した。

『ニューヨーク・タイムス』は会談に先だつてつぎのように報道した。「ジョアン・グラール…とケネディ大統領は、ブラジルにあるアメリカ投資家を、公益事業という政治的に爆発しやすい部門から他の事業に切り換えるというプランについて討議するものと予想される。公共サービスの供給は…ラテン・アメリカでは政治的にもっとも敏感性のある問題であつて、これがため過去10年間においては外国企業は、必要な設備拡張の資金調達をしたり、あるいは通貨下落の補填をするために料金を値上げするというようなことはきわめて困難なことであつた。料金値上げの要請は、『接收』という代償でハネ返ってくるものがしばしばであつた。外国の…投資家の存在こそが、超民族主義的なそして共産主義者のプロパガンダに広く使われる一つの武器となつてきたのである」

(*New York Times*, 1962. 4. 1.)

ケネディ大統領は2人の州知事によって行なわれた接收に関して抗議し、今後のブラジルの意向を打診したが、グラール大統領は、接收会社の返還はべつとして、この会社が資本をブラジルの産業に再投資すべきであるということ、また今後外国資産の接收は慎重に行なう、ということを表明し、ケネディの賛意を得た。滞米中、グラール大統領はブラジルの中立外交政策を強調したが、これはアメリカでも好感をもたれたようである。『クリスチアン・サイエンス・モニター』はこれについて、「中・立・主・義・者、これはブラジルにとって新しい流行語である…グラール大統領がはっき

りと左翼から中立へ移行して、多くのブラジルとアメリカのビジネスマンを喜ばせたことは事実である」と伝えている (*Christian Science Monitor*, 1962. 4. 3.)

グラール大統領は帰国後、会談での意向をとり入れたかたちで外国企業接收に関する法令を検討していたが、5月末大統領令のかたちで施行された。それと同時に、政府閣僚会議は接收に関する特別3人委員会の設置を発表した。これは接收の対象となる企業ごとに3人委員会を設けて具体的な検討を行なうというものである。これは明らかに連邦政府がブラジル民間資本による外国権益の購入を排除し、完全な国有化と国家による所有権の獲得をねらいとした一連の動きとみてよい。上記法令の要旨はつぎの通りである。

(1) 資産評価総額の10%を接收後即時支払うが、これはブラジル国内に再投資されなければならない。

(2) 残余額については、この目的のためにとくに設けられた関税率の引き上げによって集められる資金から支払う。

(3) 残余額支払いの時期およびその利子率は特別3人委員会によって決定される。

以上のうち、(3)はいろいろの点であいまいな問題を残した。その後政府は、補償総額の75%を「ブラジル経済のうちでもとくに優先的な部門」に再投資しなければならない、と命じたが、根本的な問題としては、いったいだれが接收財産の公正な価格を決定するのか、また「補償をうけた」アメリカ側は何に基づいて再投資する部門を決定するのか、といった点が残された。

アメリカ議会は、こうしたはげしいブラジルの接收問題に神経をとがらせていたが、ついにその憤懣がぶちまけられた。議会は、諸外国への援助を打ち切る最後通告を強行しよう大統領に要請

し、1963年度対外援助法の審査をめぐっては、上下両院とも、接收資産に「見合うだけの外貨」の即時かつ適切な補填を行なわない国に対しては、いっさいの財政援助を中止するという内容の条項をできるだけ強い調子で示すよう大統領に要請した。この要請は、いわゆるヒッケンルーパー修正(Hickenlooper Amendment)として対外援助法のなかに具体化された(註9)。

アメリカの報復措置はブラジルも当然予想していたところであるし、一部の報道はブラジル政府が今後外国資産の接收を行なわないと約束した、と伝えているが、前述の中間選挙をひかえていたことでもあるし、また対外援助法案を審議しているアメリカ議会へのポーズともとれるし、この点についてはなんの確信も得られなかったというのが実情であった。しかし、このころからブラジル側もアメリカの反応にやや敏感になってきた。カンボス駐アメリカ大使はこの月、接收問題に関してブラジルの正式の態度を表明しているが、大使はブラジルが接收した公益事業に対する正当な補償金の支払いを回避する手段として、ここから利潤があがらないよう故意に謀っているのではないかというアメリカの新聞報道は「ブラジルの統一と信義誠実に対する思いもよらぬ不当な評価である」と主張し、「法令(ブラジルにおける公益事業国有化管理に関する)第2条b項の文言をみれば、当該事業から生ずる諸々の資金と政府付加金によって割賦償還方式で残余部分(10%支払い後)の支払いを行なうことになっているわけだし、法令のなかにまた立法審議会のあいだでも、補償金支払いが国有化された企業の利潤だけに依存することになるということは、一度も示唆されたことはない」と述べている(*New York Times*, 1962. 6. 19.)。

こうした公式見解にもかかわらず、ブラジル国

内では外国企業接收の動きははげしかった。この時期はだいたい公益事業以外の部門にそれがみられたのが特徴であろう。公益事業部門では相変わらず問題はくすぶっている。既述のごとく、CTBは連邦の管理下におかれたが、7月末連邦調停員はグラール大統領に対し、CTBの拡張計画を提言した。新規投資総額は900億クルゼイロとみられているが、これは当社電話加入者全部に対し料金を値上げするとともに、新規加入者にも一部負担させて調達せよという勧告である。この勧告の最終的な意図は当社の接收ないし買収にあるのではないかとみられていたが、当社の買収は全株式の取得できるわけで、政府内部にもこれは株主がブラジリアン・トラクションとライト・アンド・パワーの2社だけであるところから簡単に片づけられるものとみるむきもあった。アメリカ側は、接收の可能性は法的根拠もないし、妥当性を欠くからまずありえない、と強気の態度を示していたが、前述のように9月はじめテレブラス設立が正式にきまり、CTBの進む道はおよそ決定づけられたとみてよい。

一方、IT&Tの補償問題は、秋にはいってアメリカ側でいっそう大きくとりあげられてきた。既知のごとく、毎年秋にはアメリカ対外援助法が施行されるわけで、低開発諸国ではこれに大きな関心をよせている。アメリカは、この対外援助問題をIT&T補償問題とからみ合わせて、ブラジルに圧力をかけてきた。ブラジルの場合、同じ時期にIMFからも借款を得ることを考えていた時期で、IT&T問題はまさに政治的かけひきの場面にはいった。アメリカはグラール大統領に対し、ケネディ大統領のブラジル訪問前にアメリカ系公益事業の接收に対する補償を行なうように圧力をかけはじめた(ケネディ大統領のブラジル訪問は中止されて、

ロバート・ケネディ司法長官が代わって訪問することになった)。ブラジル側でもネーベス首相が、9月末、現在検討中の全公益事業特許権収用の問題は、ケネディ大統領の訪問までにケリをつけたいと語った。10月中旬、グラール大統領とゴードン駐ブラジル大使のあいだでこの問題に関して討議が行なわれる一方、リオデジャネイロではアメリカのロバートソン上院議員(ヴァージニア、民主党)が「きたる(1963年)2月2日には、アメリカの投資家から資産を収奪した国にたいしては、いかなる援助も与えない」との警告を發した。2月2日というのは、先述の対外援助法のヒックンルーパー修正によって、接收したアメリカ系資産に対して補償を行なうべき諸外国にアメリカが与えた猶予期間の終わりを意味している(*New York Times*, 1962. 10. 19, 23.)。

『ニューヨーク・タイムス』も、対ブラジルIMF借款の難航打開のためには、ブラジルとアメリカ当局のあいだでIT&Tの補償交渉をスピード化することが先決であると報じている(*New York Times*, 1962. 12. 8.)。12月中旬、ロバート・ケネディ長官はブラジルを訪問し、IT&T問題に関して政府と話し合いを行なったが、帰国後長官はIT&T接收紛争処理に対するブラジル側の熱意の欠如をはげしく非難している。(1962年)2月に接收が行なわれてから交渉は中断されていたが、それでも「経済・社会開発計画, 1963~1965」<sup>(註10)</sup> 施行のためのアメリカの財政援助要請の問題もあり、IT&T交渉はケネディ長官のグラール訪問直後から再開された。

「IT&T 接收資産補償のための交渉は順調に進められている。一方、ブラジル側の裁判所も正確な資産評価を行なうであろう」。紛争解決にかなりの時間をかけた経過を、会社スポークスマンはこのように明らかにした。会社側ははじめバンコ・ド・ブラジルに対し、13億クルゼイロ(270万ドル)

の支払い交渉を行なっている。この補償金は、IT&Tのもひとつの子会社スタンダード・エレクトリカ(Standard Elétrica, 電話器・電気器具の製造会社)に再投資するというものである。IT&Tとブラジルは、この線で一応「中間協定」に達した。これによって総額700万ドルと見込まれる州裁判所の最終査定は未解決のままになった。それでもこうした解決にこぎつけるまでにはアメリカ國務省のなみなみならぬ努力がある。國務省としては、国際政治の見地からも対ブラジル財政援助をIT&T問題のみで打ち切ることは耐えられないし、なんとか解決の方向にむけてアメリカ議会をなだめることが必要であった。「われわれ國務省がやりたいことは、なんでもいいから議会を満足させてより多くのアメリカの金をグラール大統領に渡すことだ。しかしそれにしてもグラールのやりかたはまったく一方的でペテンだ」と、國務省の要人はそのあと語っている(*Christian Science Monitor*, 1962. 12. 31; *Wall Street Journal*, 1963. 1. 21.)。先述の猶予期限2月2日まではもう少し時間があるわけで、両国ともいろいろのかけひきを行なった。そして結局、バンコ・ド・ブラジルは、IT&Tに対し730万ドルを与えることになった。うちわけは、半額はドル残額はクルゼイロで、このクルゼイロ分つまり補償金の90%はスタンダード・エレクトリカに再投資されなければならない、というものである。仮にブラジル側の裁判所が730万ドル以下の最終補償額を決定した場合、IT&Tはバンコ・ド・ブラジルに対し差額をクルゼイロで要求することになっている(*Wall Street Journal*, 1963. 2. 1.)。

ともかく、こうしてIT&T補償に関する暫定協定は、接收後1年にしてようやく締結されたわけである。極左のプリゾーラ知事によって行なわれた接收であるため国の内外をさわがせたが、ブラジルの経済発展のパターンのなかでみれば、これ



は公益事業国有化政策施行のうで起こるべくして起こった現象にすぎないとも言えるわけで、テレbras およびエンブラテルの充実化の方向からすれば、これに類似する紛争は今後も続くことは十分考えられる<sup>(註11)</sup>。

## 2. 電力部門

1954年8月31日付法律第2308号によって連邦電化基金が設置されたが、この基金は発電、送電、配電および電力供給産業開発のための設備を供給し、またそのための融資を行ったりするものである。1954年12月8日付命令第36578号は、上記法律に関する規則と基金の適用を規定している。

国家電化計画、具体的にはエレクトロbras (ELEKTROBRAS) 創設であるが、これは数年前から議会で検討されていたものである。1961年4月25日付法律第3890-A号は、連邦に対しエレクトロbras組織の権限を付与した。この会社の目的は、電力工場、送電線および配電の検査、計画、建設工事、操業に従事し、さらにこれらの活動に関連するすべての商行為を行なうことである。エレクトロbrasは、直接または関係子会社を通じて活動することができ、また国家水力動力審議会(Conselho Nacional de Águas e Energia)の承認を得て子会社を組織することもできる。

1962年6月11日、このエレクトロbrasが正式に発足した。ブラジルの発電事業では、戦後とくに国家が主要な株主になっている企業が大巾に成長してきたが、この傾向は今後ますます強くなるものとみられる。サンパウロでは、2年以内に発電能力の70%が公営企業の支配下にはいるし、ミナスジェライスでは過去10年間の発電設備(50万kw)のうち50%が公営企業セミーグ(Centrais Elétricas de Minas Gerais, 略称CEMIG)に属している。さらに私営の「フルナス」、「トレス・マリーアス」の

両発電所も連邦が主要な株主になった。リオグランデドスール、ノルデステでは、国家が事実上唯一の電力供給者になっている。一部の報道によると、1970年までに国営企業が発電・配電の80%をもつものとみられる(*Panorama econômico latino-americano*, 1962, No. 59)。昨年はじめ、エレクトロbras設立構想が発表されたとき、リオの新聞『ディアリオ・デ・カリオーカ』は、この国策会社はブラジル国内の発電・供給網を漸次併合していくことを目的としたものだとして報じているが、グラール大統領は、国民が参加するのでなければ国にとって真に適切な政策はありえないとして、エレクトロbrasの半官半民性を指摘し、また鉱山動力相も、エレクトロbrasは民間企業を国有化も接收もしない、むしろ民間企業への圧力を除去するように努めるものだという見解を発表している。しかし、大方の見解としては、これは将来石油部門におけるペトロbrasと同じような機能をもつことになるものとみられている。『ニューヨーク・タイムス』も、当面エレクトロbrasはブラジルにある多くの電力会社の一つとして活動することになっているが、近い将来にブラジル全土に電力を供給している数十社にのぼる外国系電力会社を接收し、独占企業体になるものと予想される、と報じている(*New York Times*, 1962. 6. 4)。今年にはいってエレクトロbrasのパウロ・リシェール総裁は、ブラジル政府は国内の外国系全電力事業をできるだけ早く接收すると発表した。これによると、とりあえず接收の対象となるのはアメリカ系の会社で、つづいてカナダ系の会社となっている(*Times*, 1963. 2. 2; *Agence économique et financière*, 1963. 2. 13)。エレクトロbrasの設立は他の基幹産業に大きな影響を与えることは疑いなく、一部にはこれを契機として新たにフェロbras (FERROBRÁS, 国営製鉄会社)を設立して、既存製鉄会社の再編成を望む声もある。

ブラジルにおける電力産業は、カナダ系のブラジリアン・トラクシオンとアメリカ系のアメリカン・アンド・フォーリンパワー (American and Foreign Power, 以下 A&FP と略す) が支配してきた。A&FP系のグループは、通称「ライト」グループとして知られている。

このA&FPが1959年リオグランデドスールのブラゾーラ知事によってポルトアレグレ工場 (資産約1400万ドル) を接收された。接收に際し、ブラジル側はなんらの補償金も支払わず、4年間にわたって紛争を続けてきた<sup>(註12)</sup>。A&FPは昨年さらにペロータスにある子会社 (資産約350万ドル) や、エスピリトサントの工場など合計10社を接收されているが、このなかにはペルナンブーコ・トラムウェイズ・アンド・パワー (Pernambuco Tramways and Power) も含まれている。この会社は利権許可期間終了 (1962年7月) とともに当州にその資産を引き渡すように命ぜられたもので、会社側は利権許可期間が満了になったからといって「補償なしにわれわれの資産をとりあげられるということにはならない」として接收命令撤回の訴訟を起こした。ワシントン・ブラジル大使館はこれに関して「利権条項によれば当会社は当然に州に帰することになっているのであって『接收』などという文言は含まれていない」と声明した。このA&FPの子会社は資産800~1200万ドルとみられ、会社側は各裁判所に対し正当な補償を要求していたが、補償額の内容はべつとして、その月の中旬ペルナンブーコ州裁判所は会社接收を認め、当社の管理者をも任命してしまった<sup>(New York Herald Tribune, 1962. 7. 19 他)</sup>。

A&FPの発表では、当社の直接投資・間接投資は合計1億5000万ドルとなっている (のちに1億6200万ドルと訂正された)。4年間の紛争の結果、今年にはいって、ようやく解決のきざしがみえてき

た。これも、前項でふれたようにアメリカ対外援助法施行との関連を見のがすことはできない。1月、サージェントA&FP社長が補償交渉のためブラジルを訪問したが、2月にはいってブラジルはA&FPに対し1億3500万ドルの補償を与えるという提案を行なった。うち、1000万ドルは現金で、残額は15年間割賦 (1966年より) となっている<sup>(Business Week, 1963. 2. 9.)</sup>。A&FP側はこれを不満としてはいたが、今年中には協定を結びたいという気持ちから、この提案はなんらかのかたちで受け入れることは確実であった。4月にこの提案はつぎのような内容となってでてきたが、A&FPはこれを承諾し、協定の締結にこぎつけた。すなわち、補償額は1億3500万ドルで、うち1000万ドルは現金、残額は3年据え置き25年以上の年間割賦となっている。さらに、接收価格の75%はブラジル国内の非公益事業部門に再投資しなければならない<sup>(Wall Street Journal, 1963. 4. 23.)</sup>。

こうして、補償の金額はともかく、一応の解決をみることになったが、国内では左派と民族主義者たちは、はげしくこの解決をツキ上げて裁判所に圧力をかけていた。かれらはもっとラディカルな接收を望んでいたため、なにかアメリカとブラジルのあいだに政治的解決があったのではないかとして政府を攻撃したのであるが、その後帰国したカンボス駐アメリカ大使はアメリカ系特許会社に関する査問委員会の席上この問題の経緯に関してつぎのように主張した。

1. A&FPの購入は、即時的なまた秘密的な解決法ではなかった。ブラジルはA&FPとの覚え書きに調印した際、法外な価格をつけたわけではない。

1. 購入方式による平和的な国有化は、アメリカの圧力によったものでもなければ、アメリカを

喜ばせるためのものでもない。

1. グラール大統領訪米当時、A&FPはその投資を停止していたので国際的衝突の可能性すら存在していた。

1. こうした衝突回避の可能性について調査を行なった結果、購入による平和的国有化の解決法に到達した。

1. グラール大統領が、ケネディ大統領に対し少額の頭金と資金の再投資を条件として長期に購入する意向のあることを表明したことは事実である。

1. 交渉の国際的な問題のほかは何も言うことはできないが、自分の見るところ、交渉委員が得た条件は会社提案価格の減額にあったようである(ブラジリア<sup>注13</sup>)。(1963. 6. 22.)

以上がカンボス大使の証言であるが、こうしたいわば「正当な補償に基づく企業収用」という態度にもかかわらず、ラディカルな一部閣僚と民族主義グループ(注13)が結びついたところでは、いまだなお収奪に近い接収の可能性が存在している。本年6月、大統領は鉱山動力相に対し、アメリカ系の公益事業特許会社約10社の資産調査を指令しているが、これも接収を行なうことを前提としているものであり、その方式が注目されるところである。

### 3. 鉱業・石油部門

以上にみてきた公益事業のほかに、憲法上連邦の認可または特許を必要とする部門、すなわち、鉱山・石油部門がある。この部門の国家独占化の傾向は、昨年からかなりはっきりしてきた。そして、ガブリエル・デ・レゼンデ・パソス鉱山動力相の登場によって、この部門における独占化のための既存外国企業排撃政策がつきつきと現われてきた(注14)。

昨年はじめから地方政界でアメリカ系銅山および石油工場の接収を要求する動きが始まった。パソス鉱山動力相は、「ブラジルの鉄鉱石やマンガン鉱がブラジル民族資本であるかのごとく偽装した外国企業の手中ににぎられている」と不満を示し、「これら外国企業はブラジルの国籍をもっていることの証明をうけたうえで操業せよ」と述べている。ブラジルの鉱業は1940年1月29日に制定された鉱業法典によって規制されている。また連邦憲法第153条によって、いかなる種類の開発も連邦政府の認可または特許が必要である。さらに、鉱物試掘権は連邦政府の認可によって許可される。こうして鉱業は連邦政府のきびしい監督のもとにおかれてきたが、昨年6月鉱山動力相はミナスジェライス州における外国系鉱業会社の利権を廃棄する法令に調印した。そして国家鉱業生産局(Departamento Nacional da Produção Mineral)は、本法令に該当する各鉱業会社の活動を停止させ、資産の政府接収を施行するよう指令をうけた。本法令の最初の適用をうけたのは、エム・エー・ハンナ(M. A. Hanna Co.)である。当社は鉱山の採掘権を無効とする宣告をうけたが、会社はこれを上訴した。10月、最高裁判所は当社の差止命令要求を認めたが、一方法務省はその差止命令を「政府に対した国家利益に対して有害であり」、連邦最高裁判所には「差止命令を動かす資格はない」とみなしている。ともかく、この法令は、外国資産接収の停止を約束したといわれる時期に起こった事件で一つの大きな波紋を生んだ(Business Week, 1962. 7. 3 他)。

つぎに石油部門であるが、先述の鉱山法典は石油には適用されない。ブラジルにおける石油産業の国家統制は、1941年5月7日付統令第3236号によって確立された。本統令によれば、埋蔵する石油および天然ガスは、すべて連邦政府の私有財産

であり、この分野におけるすべての活動は、1951年1月18日付命令第29171号により制定された国家石油審議会 (Conselho Nacional do Petróleo) 規則に基づき、同審議会の許可および監督を受けることになった。1953年10月3日付法律第2004号第4条は、国家石油審議会を運営するための新たな規則を要求しているが、これは1957年12月10日付法令第42786号によって制定された。

この点に関する基本的な法律は、現在のところ1953年10月3日付第2004号である。本法律は、ブラジルの石油産業を連邦の独占事業とし、つぎの事業を含むものとしている。

- (a) ブラジルに存する石油その他の液体または気体炭化水素類のいっさいの埋蔵物の調査および運営。
- (b) すべての国産および外国産石油の精製。
- (c) 国産原油および国産石油製品の海上輸送、および同製品のパイプ・ラインによる全輸送。

本法律制定日現在操業している精製所、過去2年以内に操業を開始している場合は1952年6月30日までに設立認可を受けているもの、および本法律発効時に使用されていた私有油槽船は、新たに設立された独占事業から除かれる。

この独占事業には、国家石油審議会が指揮監督の任に当たり、法律第2004号の規定に基づいて組織された会社であるペトロブラス (PETROBRÁS) およびその子会社がその経営を担当することになった。ペトロブラスは、その際新たに設置された鉱山動力省の管轄下に置かれることになった(1960年7月22日付法律第3782号)。

こうして1954年7月にペトロブラスは発足したのであるが、外国系石油会社からいっさいの指導と援助を受けまいとして多少無理をしていることや、既存の石油会社との抵触の問題などをかかえ

て、その経営はかならずしも順調とはいえない。しかも、外国石油資本を国外へ追放せんとする志向は増大する一方で、いまやペトロブラスは事業と政治のあいだをさまよっている感がある。

先述のごとく1961年末、グラール大統領は、鉱山動力相としてパソスを任命した。パソスは海外で超民族主義者といわれている人で、これによってペトロブラスの問題に大きな反響がまき起こされることは必至とみられた。パソス鉱山動力相は、ペトロブラス総裁として、クッドロス前大統領によって任命されていたジェオニジオ・パローゾに代えて、フランシスコ・マンガベイラを登用した。ペトロブラス随一の石油専門家であったパローゾに代えてマンガベイラを登用したグラール大統領の行動には、かなり政治的な意味が含まれている。かれはべつに専門家ではない。ただ、バイーア出身のカトリック信者で、保守派、左派、それにバイーア州民全体をも包ようする巾の広い支持層をもっている。さらに、ペトロブラス内部でも一般労働者は概してマンガベイラを支持している。一方、ペトロブラス内部の技術者たちは、この人事にかなりの抵抗を示しており、両者の衝突は不可避とみられた。マンガベイラは就任早々、ペトロブラスの本社をリオデジャネイロ市に設置することを決定し、さらにブラジルの石油および石油製品の輸入・供給部門における独占を強化することをほのめかした (*Economist's three monthly economic review, Brazil*, No. 41, 1962. 2; *Hispanic American report*, Vol. 15, No. 1, 1962. 1.)。その構想そのものは技術者たちも認めていたのであるが、実行を過激な方法に訴えているため、かれらから反感を買った。技術者たちは、アメリカの技術者たちから技術指導を受けていたし、またペトロブラスの独占が進めば、直接関係のあるアメリカ系会社からも技術援助が受けられなくなるというわけである。ペト

ロブラスの独占政策は実際には パソス鉱山動力相が行なうものであるが、かれはまずペトロブラスによる外国系精製プラント接收の強行を主張、ついで外国企業に対する採油の認可をいっさい拒否した。その結果アメリカ系のパブリック・スチール・コーポレーション (Public Steel Corporation) と クリーブランド・クリフス・アイアン・カンパニー (Cleveland-Cliffs Iron Company) はついにブラジルから手を引いてしまった (*Business Week*, 1962. 6. 23.)。こうしたパソスの政策に呼応してペトロブラスのマンガベイラ総裁もはげしく石油事業独占化政策を行なっていった。ところが、マンガベイラ総裁がペトロブラスの経営に際して技術上の問題よりも政治的な要因に目を向けすぎるとして、ペトロブラス内部の専門家たちのあいだに不満が高まってきた。そして6月、技師たちはこの問題でサボタージュを敢行したが、マンガベイラ総裁はこれを公然と非難、ついに何名かを解雇し、辞職させ、また配置転換も行なった。ペトロブラス労働組合も技師たちを非難してかれらの愛国心の欠如、ペトロブラスの理想実現への熱意の欠如、総裁に対する忠誠の欠如、そして外国権益への屈従に対する責任を追求した。外国権益への屈従に対する非難というのは、つまりペトロブラスのなかに数名のアメリカ人技師がいて技術援助を行っており、ブラジル人技師に対してかなりの専門的な影響をもたらしたものの、これがさらに政治的な影響にまで至ったためにマンガベイラ総裁や労働組合が憤激したことを指している。こうした意見の衝突とそれともなう解雇と辞職の結果、たしかにペトロブラスの上部経営組織に有能な人物が不足したことは事実であり、また残された人々のなにかにも、現総裁の言動が専門的なことよりも政治的な色彩が強くて総裁の手腕に確信をもっている

人が少ないことも否めない。

1962年9月、こうした批判の高まりにこたえて、ペトロブラスは新聞紙上に「ブラジル人民のためのペトロブラス」という広告を出し、経営の進捗ぶりを公開したが、この広告に示された石油生産高は、残念ながら前年度を下回っている。その大きな理由の一つとしてあげられているのも、マンガベイラ総裁と技師との衝突である。この問題は、民族資本による石油産業の確立を迎えるまでは、静まりそうにない。昨年9月中旬、総裁は6月にかれに反対するグループを指導した1名の技師を解雇したところ、これに抗議して技術陣からかなりの辞職者が出ている (*Financial Times*, 1962. 10. 26.)。

本年2月、議会特別委員会は、ペトロブラスに関する報告書を下院に提出した。これによると、第1にブラジルにある外国系石油会社から石油製品の販売権を譲り受けられるかどうかを緊急に調査すること、第2にブラジル人私有の小規模精製所を収用してペトロブラスに併合すべきこととなっているが、委員会はさらに、ペトロブラス経営陣の弱体を指摘し、経営組織の再編成と厳重な政府の監督の必要を説いている。ともかく、公益事業その他の基幹産業への国家の干渉ともなう新しい経営指導者の創出と旧指導者の交替をめぐる動きも、今後の企業収用の問題を大きく左右することになる (*Financial Times*, 1963. 2. 19.)。

(注4) 1962年10月の総選挙で、リオグランデドスール州知事には、PSDのイウド・メネゲッティが当選した。また、ブリゾーラ氏は、同選挙でグァナバラ州から下院選挙に出馬し当選している。

(注5) 桜井、前掲論文を見よ。

(注6) 1961年8月、クッドロスが大統領を辞任し、中共から当時の副大統領であるグラールが帰国した際、かれの出身地であるリオグランデドスール州ではブリゾーラ知事を中心とするグループはグラールを擁して一気

に革命的な行動に出て、グナバラ州のラセルダ知事を追放することを企てたが、グラールの懸命の説得で中止された。このとき以来、グラール大統領とプリゾーラのあいだはうまくいかなくなったといわれている。

(注7) 昨年(1962年)9月はじめ、大統領の権限強化をめぐる政変が起こったが、このときラセルダ知事が権限強化にはげしく反対したため、大統領がラセルダ知事を解任するとまで言いだした。またグラール大統領の義兄弟であるリオグランデスール州のプリゾーラ知事は、昨年10月の連邦下院選挙で、いわば敵地のグナバラ州から出馬し当選した。なお、ソビエトはグラール政権を支持しているため、ブラジルの共産主義者たちもグラール政権に同調することが多いが、プリゾーラだけはさらに極左のほうに進んでいる。

(注8) 10月選挙の結果に関してまとまった文献としてつぎのものをあげておく。Jordan M. Young, "The Brazilian congressional elections", *Journal of inter-American studies*, vol. 5, no. 1, Jan. 1963, pp. 123~132.

(注9) この点に関するアメリカの公式文書はつぎのものが利用できる。

On expropriation of U. S. property; statement by the Department of State submitted to the Senate Foreign Relations Committee, Hearings on S. 2996, pp. 557~558. これは、*Inter-American economic affairs*, vol. 16, no. 1, Summer 1962, pp. 69~71 に収録されている。

(注10) *Plano trienal de desenvolvimento econômico e social, 1963-1965*, Brasília, Departamento de Imprensa Nacional, 1963, 195p.

(注11) なお、3月外債整理と3カ年計画に対するアメリカの援助を目的として渡米したダントス経済使節団は交渉に成功、5億7500万ドルの援助を獲得した。

(注12) この事件については『フォーチュン』誌に興味ある記事がのせられている。"A. U. S. company in a Latin squeeze," *Fortune*, 1962. 2, pp. 101~103, 216.

(注13) 現在、ブラジルの民族主義者のグループとしては、議会内にある民族主義議会連合(Frente Parlamentar Nacionalista, FPN)が屈指である。本年3月にもこのグループは声明を発表しているが、そのなかでも、外国企業に対する銀行融資の禁止、石油産業の完全国有化、ヒックンルーバー修正の批判など、かなりはげしい要求があげられている(*Noticias*, 1963. 3. 26 誌)。

(注14) 現在、鉱山動力相はオリベイラ・ブリートに

変わっている。

#### IV 残された問題—むすびに代えて—

以上、公益事業その他の特許事業を中心として国家独占の実態を紹介したが、この政策を施行する手段としての企業収用の観点から問題を取りあげると、非公益事業部門の外国企業収用の現実が大きくクローズアップされる。公益事業国有化にもなる国際間の抵触とは一応無関係に、こうした現象が各地で起こっている。こうした二つの現象を判然と区別して理論的に整理しようとしても、問題があまりに複雑で、それは容易にできない。ただ、ブラジルの経済発展のためにとられた公益事業の国家独占といった政策を軸としてこれらの現象がめぐっている、ということは想像できる。これまで集積してきたこれらのデータを基礎に、現地でこの点をもう少し追求してみたい。

(アジア経済研究所調査研究部第7調査室)